

第27回社会保障審議会年金部会	参考資料5
平成16年3月4日	

第24回社会保障審議会年金部会 議 事 録

平成15年8月28日

日 時：平成15年8月28日（木） 10:00～12:23

場 所：霞が関ビル33階 東海大学校友会館「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、岡本委員、翁委員、小島委員、近藤委員、
杉山委員、堀委員、矢野委員、山崎委員、若杉委員、渡辺委員

○ 高橋総務課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第24回社会保障審議会年金部会を開会いたします。
議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

座席図、議事次第のほか、次のとおりです。

資料1-1「運用利回りの範囲について（検討結果の報告）」、資料1-2「実質賃金上昇率及び実質金利の見通しについて」、資料1-3「経済前提の設定の参考に用いるマクロ経済の関係式」、資料1-4「実質賃金上昇率及び実質金利の見通しについて（参考資料）」、資料2「これまでに委員から要求のあった資料」、資料3「審議整理の構成（案）」、資料4「8月20日の部会における議論を踏まえての再整理」、資料5「委員からの意見書」でございます。

また、参考資料として、前回資料として提出いたしました「年金制度改正に係るこれまでの意見の整理」及び「審議整理メモ」並びに第21回及び第22回の年金部会議事録をお配りをいたしております。

委員の出欠の状況ですが、本日は大澤委員、大山委員、山口委員につきましては、御都合により御欠席とのことでございます。御出席いただきました委員の皆様が3分の1を超えておりますので、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以後の進行につきましては、宮島部会長にお願いいたします。

○ 宮島部会長

本日はご多忙の折、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速本日の部会の審議に入りたいと思いますけれども、本日は一番重要なテーマは、前回一部議論に入りましたけれども、意見書の作成に向けて総括的な審議をすることでございますが、先ほど総務課長から資料の説明ございましたように、いくつか本日は、その前に議論をしておく、あるいは説明しておくものがございますので、順次それをまず行ってから総括的な審議に入りたいと思っております。

本日はこの後、運用利回りの範囲につきまして、分科会長に御出席していただいておりますので御報告いただいた後、少し議論をいたしまして、その後、前回まで委員から要求のありました資料が大きく3点、細かく言うと何点かございますが、それについて事務局から説明を受けた後、議論をするということで、できれば、その部分まで概ね1時間程度でできないかと思っております。若干延びることはやむを得ないと思っておりますが、できましたら短時間休憩をとりました後、前回、審議整理メモにつきましていただきました御意見を踏まえて、私あるいは部会長代理の神代委員とも少し相談いたしまして、いくつか事務局に手直し、修正をお願いした件がございます。それについて御説明いただいた後、総括的な審議に入りたい、概ねそのような議事の進め方をしたいと考えております。

それでは、まず昨日年金資金運用分科会におきまして、運用利回りの範囲について報告があったそうでございますので、その内容を報告していただきたいと思っております。まず、年金資金運用利回りにつきまして、社会保障審議会の年金資金運用分科会長でいらっしゃる若杉委員から御説明いただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○ 若杉委員

年金資金運用分科会の会長の若杉でございます。昨日、資金運用分科会が開かれまして、運用利回りの範囲について検討結果がまとまりましたので御報告いたします。

私の報告に関する資料は、お手元の資料1-1から1-4まででございます。1-2から1-4までは参考資料ということになります。

我々の分科会の報告の趣旨でございますが、資料1-1の「1 報告の趣旨」とありますように、「次期財政再計算は平成16年に予定されているが、財政再計算の際には予定利率の見直しが行われることとされている。予定利率は、年金積立金の運用において、実際に確保できると見込まれる運用利回りに基づいて設定することが必要である。このため、年金積立金の運用の基本方針の制定等に関し意見を述べる立場にある当分科会では、年金積立金の側から確保できると見込まれる運用利回りの範囲について検討を行うため、本年6月末に作業班を設け、8月末まで集中的に検討を重ねてきた。本日、分科会として、検討結果をとりまとめたので、報告するものである。」、そういう趣旨でございます。

この後は、大体検討結果の報告というものに基づいていますが、少しそれとは別に私のメモから御説明をさせていただきます。

既に皆さん御承知のように、我が国の公的年金制度は賦課方式をとっているわけですが、急速な少子高齢化のため、将来世代の保険料率が急騰することが予想されておりましたので、運用益で将来世代の保険料を軽減することを目的としまして積立金を持っております。その際、運用利回りについて予定利率ということで目標を掲げ、それを効率的に達成する、そういうような運用を行ってきたわけです。この予定利率は、積立金の性格上長期的な観点から設定するべきものでありますが、今、紹介しましたように、5年毎の財政再計算の際に見直しが行われることになっております。

ところで積立金の運用は保険料率を軽減することを目的とするものでありますけれども、我が国の公的年金の給付総額は名目賃金上昇率に合わせて増減いたします。したがって、名目の運用利回りのうち名目賃金上昇率分は給付の引上げのために使われることとなりますので、保険料率の軽減のために使えるのは名目の運用利回りのうち、名目賃金上昇率を上回る部分だけでございます。そういうことで分科会では名目の運用利回りから名目賃金上昇率を上回る部分を実質的な運用利回りと呼んでおります。この部分が保険料率の軽減に貢献するというわけです。ここで「実質的な」と呼んだのは、普通実質というときにはいろんな経済の数値からインフレ率を引いたものを言うわけですが、ここでは名目の賃金上昇率を引いておりますので、「実質的な運用利回り」と呼んでおります。この実質的な運用利回りというのは、結局は実質運用利回りから実質賃金上昇率を引いたものに等しくなります。したがって、名目ではなくて実質の運用利回りを実質賃金上昇率を推定できれば、実質的な運用利回りが推定できるということになります。インフレにつきましては推計が難しいわけですが、特に長期的な観点から、長期的なインフレ率を予想することが非常に困難ですので、このような実質的な運用利回りが大事だという状況においては、インフレ率のことを直接考えることがないので、非常にそういう点では作業が助けられるということになります。

そういうことで、この運用分科会は、これからの長期的な実質運用利回りを見積もるということと、実質的な賃金上昇率を見積もるということが大きな仕事だったわけです。一般的に言いますと、景気がよければインフレ率が高くて名目の運用利回りも高くなり、一方で、名目の賃金上昇率も高くなるわけです。したがって、名目同士で考えたときには名目運用利回りも名目賃金上昇率もインフレ率が高ければ高くなりますから、差額である実質的な運用利回り、名目運用利回りから名目賃金上昇率を引いた実質的な運用利回りというのは比較的安定していると考えられるわけです。そういうことで、長期的には

インフレ率を直接考慮に入れないで、実質的な運用利回りと実質的な賃金上昇率だけで考えることはそれなりの妥当性を持っていると言うこともできます。

そういうことで、今、将来の賃金上昇率と利回りを推計するわけですが、少し経済全体について考えますと、各企業が労働にもたらした賃金と資本のためにもたらす利子とか利益、その合計を付加価値というわけです。そして全ての企業の付加価値の合計がGDPということになるわけです。別の言い方をすれば、GDP（国民総生産）が労働と資本に対して分配されるということになるわけです。したがって、これから実質賃金がどういう動向を示すか、あるいは運用利回りの基本になる利子率がどういう動向を示すかということはGDPを分析することによって予想ができるということになるわけです。

そこで分科会としては、労働力と資本とでGDPを生み出すという経済学の基本的なモデルである「コブ・ダグラス型生産関数」を用いて賃金や利子率の動向を推計いたしました。このときに労働力人口の推移、資本蓄積の速度、あるいは投資率と呼んでいますけれども、日本経済全体としての生産性、これをTFP：トータル・ファクター・プロダクティビティー（生産性の上昇率）、こういうものが基礎になるわけですが、これらについては過去の統計データを見るとともに、内閣府や厚生労働省などの予測を活用しました。

政府としましては、これから効率的な活気のある経済を回復しようということで、構造改革を進めているわけですが、そういう構造改革の実現の下で、これからどういう実質経済成長率になるか、長期金利の見通しなどを内閣府から「改革と展望」という形で公表しております。公的年金も政府の一員という立場から、内閣府の見通しにコミットしまして、2003年度から2007年度までの改革と展望はカバーしているわけですが、この5年間については政府の見通しと整合的な見通しをつくりました。この2003年から2007年までを我々は「足下」と呼んでいるのですが、足下については、政府の見通しと整合的になるような予想をしております。

しかし、その後の2008年度以降は政府の公式の予測がありません。そこで我々独自の推計を行ったわけです。そういうことで、大体人口構成が落ちつく2030年ごろまで、約30年間の予測をいたしました。このときに、将来の長期的なGDPの動向というのは、1つは、先ほど申し上げました生産性：TFP（トータル・ファクター・プロダクティビティー）の上昇率に大きく依存しております。このTFPの上昇率というのは、我が国の技術進歩、企業経営の効率性、世界的なグローバル競争の在り方、様々な要因によって決まるもので予測が大変難しいものです。そこで、平成13年度の年次経済報告の推計などを参考に一定の幅の中でTFPの上昇率を考えまして3つのケースに分けて賃金上昇率とか長期金利を推計いたしました。

そういう形で、これからの賃金上昇率と金利を推計したわけですが、今度金利から運用利回りを推計するわけですが、金利というのはリスクがない資産の利回りということになるわけですが、現在の金融自由化の流れの下では金利は時々刻々変化しているわけで、こういう市場原理の下ではいかなる運用をしようともリスクが伴います。したがって運用にはリスクに応じたリスク・プレミアムが上乗せされるということになるわけです。今回の推計においては、長期の利子率を予想した後、年金の運用は非常に慎重な運用を行うということを前提に0.5%のリスク・プレミアムを上乗せしまして、金利+0.5%を実質的な運用利回りと考えました。結論は、皆様のお手元の資料1-1の5ページにあります。「足下」と「長期」とありますけれども、足下が、今、お話しましたように内閣府の予測がある2003年から2007年度までの5年間、そして、それ以降2030年までを長期としまして、この間についてそれぞれ実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計いたしました。その差額がこれから公的年金の積立金が目指す実質的な運用利回りということになるわけです。

何分推計のことですから幅を持って推計することになるわけですし、ここにありますように、例えば足下で言えば、足下の実質賃金上昇率は0.9～1.0%、実質運用利回りが1.6～2.1%ということで、結局この差額の部分が保険料率の軽減に使える部分ですから、実質的な運用利回りの差額をとりますと、0.7～1.1%程度、こういうような形になっているわけです。

2008年度以降につきましては、先ほどもお話ししましたように、これからの日本経済全体としての生産性の上昇がどのようになるかによって大きく見通しも変わりますので、ケース1、ケース2、ケース3ということでTFPの上昇率を1.0%、0.7%、0.4%と置きまして、それぞれについて実質賃金上昇率、実質運用利回りを幅をもって予想しております。そして最終的に実質的な運用利回りが一番右側の欄に出ています。

なお、前回の財政再計算におきましては、実質賃金上昇率を1.0%、実質運用利回りを2.5%と置きまして、実質的な運用利回りの目標は1.5%でした。名目で言いますと、名目賃金上昇率2.5%、予定利率4%ということだったわけで、いずれにしろ実質が1.5%だということになるわけですが、今回幅で出ておりますので、簡単な数字で言うことはできませんけれども、全体を見てもみますと、実質賃金上昇率が概ね1.0%前後というところでしょうか。実質運用利回りが幅がありますが、2.0%ぐらいです。したがって、その差額が1.0%ぐらいということになるわけですが、それが実質的な運用利回りだと推定できるということでございます。

この5ページが、分科会としての運用利回りの範囲についての検討結果ということになります。私からの説明は以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。大変丁寧な説明だったのですが、なかなか難しいところもあると思いますが、何かこれにつきまして、御議論があれば伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これはTFPについてのケース2というのは、特にこれを何か標準的なケースとして考えるという意味合いは。

○ 若杉委員

そういう意味ではありませんで、2ページの一番下に、平成13年度年次経済財政報告における中長期的な成長率の中で、TFPが0.5～1.0%ぐらい、そういうものが含意されておりますので、これを基準にしてやりました。

○ 宮島部会長

いかがでございましょうか。

○ 若杉委員

今回の見通しの特徴は、コブ・ダグラス型の生産関数を使いまして、一応単純なものでありますけれども、経済学分野で広く使われている基本的な生産関数を前提としまして、そういうものを中心にして過去のいろいろな経済データ、将来の政府の見通し、そういうものに基づいて賃金上昇率と利回りについて推計したというのが特徴だと思います。

○ 宮島部会長

前回に比べますと、実質的な運用利回りが1.5%から3分の2、それぐらい下がるという慎重な読み方をしたということでございますね。

○ 若杉委員

はい。これももちろん生産性の上昇次第ですし、みんなが頑張っって、これからもっと活力のある経済をつくっていけば、そこはまた変わるわけですが、今のところは慎重に、今の程度の予測をしましたと

いうことでございます。

○ 宮島部会長

それでは、特に委員の方から議論がないようでございますので、どうもありがとうございました。それでは、次に進ませていただきますが、これまで委員の方からいろいろ要望がございました資料がございまして、そろそろ時間的にも今日ぐらいまでにそれをこなしておく必要がございましたので、本日何点か事務局の方に資料の準備をしてもらいましたので、これはかなり重要な追加的な資料でもございますので、これから事務局から、一括して説明していただくこととなります。1つ1つではなくて、一応ざっと全体を説明していただいて、それについて少し御議論をいただきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○ 坂本数理課長

それでは、御説明させていただきます。4つの宿題をいただいておりますが、1つは給付と負担の関係、2つ目が保険料水準を一定にとどめた場合に給付水準をどの程度調整しなければいけないか、3つ目が厚生年金における基礎年金拠出金の財政規模、4つ目が短時間労働者に厚生年金を適用した場合の財政影響というものでございます。

恐れ入りますが、座らせていただきまして御説明させていただきます。

まず年金制度における世代間の負担と給付の関係についてまとめてございます。世代間の負担と給付の関係を論じますときに留意すべき点をまとめてございます。

第1に、年金制度の中で、一定の前提を置き、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の間に差が生じているということでございます。こういった差が生じるわけでございますが、現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、主に2つの要因がございまして、まず第1に、戦後の経済の混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと。2つ目が、その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたこと。昭和40年や昭和44年の改正におきまして、給付水準の引上げがございましたけれども、さらに昭和48年におきまして、いわゆる年金額の自動改定措置がとられたわけでございます。これらの要因によって世代間でこの倍率が違ってきているという結果が生じておるわけでございます。

年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行というものがございまして、2つ目に、少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり、これはどのような形態であれ少子化と長寿化が進めば、現役世代にかかる扶養負担は高まるというものでございます。それから、3つ目に、生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇というものがございまして、この要素を合わせて考慮することが必要であって、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論じることはできないのではないかという点によく留意する必要があるのではないかということでございます。いつも数字だけが先行するということがございまして、これらの点によく留意した点でこれらを考えていくということが必要ではないかということでございます。

下の図をご覧ください。まず、左の図でございまして、第1番目に、「年金制度における世代間の負担と給付の関係をみる際に考慮すべき背景」ということで、今挙げました事項を簡単に図にまとめてございます。

1つは、都市化、核家族化による私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行ということでございます。この図を見ていただきますと、昭和30年代から40年代あたりは私的な扶養の占めるウ

エイトが高かったと考えられるわけでございます。これらのときの現役の人の御両親は、年金を受給されていない人が多かったということでございます。両親や祖父母を扶養しながら年金保険料を負担していたという世代でございます。

それが現在に至りますと、年金制度が成熟いたしまして、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に置きかわっているという現象がございます。そして、また将来的には少子化と長寿化の進行によりまして、現役世代にかかる扶養負担はどのような形であれ高まっていくということが推測されるわけでございます。

ちなみにこの扶養負担の形態が変わっていることを裏づける数字といたしましては、65歳以上の者のいる世帯のうち三世帯世帯の占める割合が1970年（昭和45年）では44.4%だったものが、2000年（平成12年）には20.6%になっています。また、65歳以上の者のいる世帯のうち、夫婦のみ、あるいは単独世帯の占める割合は、1970年には16.8%だったものが、2000年には46.2%に増えているという現象がございます。したがって、昭和30年代から40年代現役だった人につきましては、保険料負担は相対的に小さくなっています。また、年金制度が未成熟でございましたので、加入できた年数も相対的に短いということございまして、これらの人に言えますことは、同程度の年金給付でも負担に対する比率は大きくなるということでございます。時どきこれらの古い世代は非常に大きな額の年金を受給されているというふうな誤解があるわけでございますが、年金額そのものはこの表に示してございますようにそれほど大きなものではございません。大体65歳、70歳、75歳、80歳を通じまして20万円ぐらいの水準の給付が行われているということです。

それに対しまして、保険料の負担が相対的に小さかったために、給付と拠出の倍率が大きくなっている、そういう現象があるわけでございます。

また一方で、生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇というものがあつたわけございまして、昭和30年代から40年代の世代でございますけれども、この図にございますように、勤労者世帯の可処分所得が1971年（昭和46年）では11万4,309円という水準でございました。当時の収入では3%から4%の保険料水準であつたわけでございますけれども、この保険料の負担もかなりの負担であつたらうと考えられるところでございます。現在の勤労者世帯の可処分所得は、2001年は46万4,000円の水準になっています。1971年と比べまして、この間、物価が3倍ぐらい伸びておりますので、実質約1.4倍の可処分所得の向上ということになっておるわけございまして、保険料率そのものは高くなっておりますけれども、負担感といたしましてはまた違うものがあるのではないかと考えられるところでございます。ちなみに1971年と2001年のエンゲル係数、住宅1人当たりの畳数、大学等進学率等をここで参考数字として挙げさせていただいております。

今後ともこれまでと比べ、緩やかだけれども、持続的な経済発展というものがあれば、それとともに保険料負担の水準を引き上げてまいりまして給付水準を維持していくということが可能ではないかと考えられるところでございます。

この一番下に書いてございますように、「後世代は先世代の社会資本蓄積の成果を享受できること、先世代から後世代への教育費、住宅取得費、相続等の経済的移転があることなども考慮すべき要素」であろうと考えられるところでございまして、年金制度の内側だけで世代間の給付と負担の関係を論じるというのはやはり偏った議論になるのではないかとこのことをここで記してございます。

年金制度における負担と給付の関係だけで世代間の公平を論ずることはできないけれども、年金制度の給付と負担の見直しの議論の参考として、この世代ごとの保険料負担額と年金給付額との関係を試算した結果をここで掲げてございます。

この試算結果を見る際の留意事項でございますけれども、若い世代ほど給付額が増大していくということ、それから、賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較しているということ、また、支給開始年齢の引上げの影響を除去して比較もしているということ、厚生年金における事業主負担分を含めずに比較しているということ、ここを留意点としてまとめてございます。

その結果でございますが、この下の表でございます。ここでは、2005年におきまして、70歳の人、40歳の人、10歳の人、それから20年後に生まれてくる-20歳の人、これらの世代につきまして、その保険料負担の総額と年金の給付額をまとめてございます。例えば、70歳の人でございますけれども、保険料の負担額は700万円であったわけですが、この方が65歳になる時点、つまり2000年の時点で換算いたしております。その保険料負担総額は700万円で、これは賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較しているということでございまして、いわゆる再評価をしているのと同じでございます。それから年金給付額は5,800万円ですが、下の方に書いております4,500万円というのは、65歳以降だけで考えますと4,500万円という数字になるということでございます。こういう結果になりますので、負担、給付の比率というものは8.4倍。65歳以降だけで比べますと6.6倍というものでございます。

なお、右側に括弧書きで書いてございますのは、これは国庫負担が1/3の場合を計算したものでございます。同様に40歳、10歳と計算いたしております。40歳、10歳はそれぞれ2.7倍、2.2倍となるわけでございます。また、2005年の-20歳につきましては、2.1倍になるということでございます。

先ほど留意事項のところでも触れさせていただきましたように、年金給付額は世代が下になるに従って上がっておりますが、これはその世代の65歳時点での価格、賃金上昇率により換算した価格で表記しておるからでございます。以上がこの大きな表のまとめでございます。

資料の2ページから6ページまでは、今申し上げましたことが書かれておるところでございます。資料の7ページに、より詳しい計算結果を載せてございます。ここでは、まず厚生年金でございますが、厚生年金の国庫負担割合が1/2の場合につきまして、給付水準維持方式の場合、保険料固定方式の場合、この保険料固定方式の場合につきましては、実績準拠法と将来見通し平均化法の両方のケースについてこの倍率を記してございます。2005年における年齢が70歳の世代について見ますと、65歳以上の給付について、給付水準維持方式の場合で6.6倍、保険料固定方式の実績準拠法の場合でも同じ6.6倍。これは先ほど表で見ていただいたところでございます。それから、将来見通し平均化法では6.5倍となっております。これは保険料固定方式になりますと、給付水準が物価スライドよりもさらに調整されることとなりますので若干給付、拠出の比率が小さくなっています。実績準拠法の場合は6.6倍と変わらないところでございますけれども、端数では若干下がっているということが言えるわけでございます。

これが2025年生まれ、20年後に生まれる人につきましては、この倍率が給付水準維持方式で2.1倍、実績準拠法で同じく2.1倍、将来見通し平均化法では2.2倍となるわけでございます。将来見通し平均化法の方が調整速度が速いために最終的な給付水準は高くなるところでございますので、給付・拠出倍率が若干実績準拠法よりもよくなるという結果もここに出ておるところでございます。

ここで国庫負担割合が1/2の場合、次のページが1/3の場合でございまして、1/3になりますと、最終的な給付、拠出倍率は1.9倍ぐらいになるというところでございます。

国民年金について同じような計算を行いますと、国庫負担割合が1/2の場合で1.6倍、将来見通し平均化法であれば1.7倍というふうな水準になっております。それから、国庫負担割合が1/3の場合は1.1倍程度ということでございます。

11ページは計算方法でございまして、ここは省略させていただきます。